

令和7年度第3回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和7年12月5日（金）
場 所 ホテルグランヴェール岐山 5階 孔雀の間

岐 阜 県

1 出席者

<委員> 8名 (欠席委員 3名)

- ・板谷委員 (オンライン)、荻巣委員、桂川委員 (オンライン)、五味委員、
中原委員、三井委員、美谷添委員、山内委員

<県 (事務局) > 13名

- ・久松林政部長、伊藤林政部次長、長谷川林政部次長、
中谷林政課長、山岸森林活用推進課長、垂見県産材流通課長、石田森林経営課長、
大島森林保全課長、小木曾技術総括監、河本森林吸収源対策室長、
二木木造建築推進室長、中村林業改革室長、中澤山地災害対策監

2 議事

- (1) 地域森林計画の樹立および変更について
- (2) 第5期岐阜県森林づくり基本計画について

3 報告事項

- (1) 林地部会の審議状況及び林地開発許可状況の報告について

4 配付資料

- ・資料1 地域森林計画 樹立・変更 (案) の概要
- ・資料2 第15次長良川地域森林計画書 (案) ※別冊あり
- ・資料3 木曾川地域森林計画変更計画書 (案)
- ・資料4 揖斐川地域森林計画変更計画書 (案)
- ・資料5 宮・庄川地域森林計画変更計画書 (案)
- ・資料6 飛驒川地域森林計画変更計画書 (案)
- ・資料7 新たな林政の基本計画の策定に係る考え方 (たたき台)
- ・資料8 第5期計画の目標指標 (たたき台)
- ・資料9 第5期岐阜県森林づくり基本計画 (たたき台)
- ・資料10 第5期岐阜県森林づくり基本計画策定に向けた意見聴取結果について
- ・資料11 林地部会の審議状況及び林地開発許可状況の報告について

5 議事録

13時00分開会

(事務局)

これより、令和7年度第3回岐阜県森林審議会を開催する。
はじめに、林政部長の久松より挨拶を申し上げる。

～林政部長あいさつ～

(事務局)

本日は委員11名中、現時点で、この場に5名、オンラインで1名、合わせて6名の方にご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しているため、本審議会は有効に成立していることを報告する。

次に審議会の進め方について、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から公開により行うこととしている。

また審議の内容、出席者名簿等についても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されるため、委員の皆様のご理解をよろしくお願いしたい。

さらに本日は、報道関係の取材があるため、撮影についてもご了承いただきたい。議事に入る前に、本日の会議資料について確認させていただく。

～資料確認～

(事務局)

事前配布資料の訂正箇所を記した「配布資料の訂正について」をご覧ください。訂正の内容については、資料6として事前に配布した「飛驒川地域森林計画変更計画書案」のうち、保安林に係る計画量の面積に誤りがあったものである。この誤りがあった理由としては、計画量を算出するにあたり、現行の面積の集計方法に誤りがあったことによる。これに関連して、資料1の関係箇所も訂正する。事前配布までに確認が間に合わなかったことを深くお詫びし、訂正をさせていただく。

それでは、会議に移らせていただく。

ご発言される場合は、挙手をして、議長から指名された後に、話始めるようにしていただきたい。オンラインで参加いただいている方々も同様の対応をお願いしたい。

岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては、会長が務めることとなっている。

では、会議の進行を中原会長にお願いする。

～中原会長あいさつ～

(中原会長)

まず、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録署名者に荻巣委員をご指名させていただくので、よろしくお願ひしたい。

それでは、議事に入る。議事(1)「地域森林計画の樹立および変更」について、まず、事務局から諮問文の配付をお願ひする。

～諮問文配付～

では、事務局から審議事項の諮問文の朗読をお願ひする。

(事務局) ※松下林政課森林計画係長

～諮問文を朗読～

(中原会長)

それでは、事務局から説明をお願ひする。

(事務局) ※松下森林計画係長

～議事(1)を説明～

(中原会長)

ただいま説明のあった「地域森林計画の樹立および変更」について、ご意見、ご質問はあるか。

(荻巣委員)

2点お伺ひする。1点目に、岐阜県の木材生産量は、宮崎県の約200万 m^3 /年に対し、60～70万 m^3 /年と大きな差がある。その原因の一つとして、地籍調査が進まず境界の明確化が不十分であることが挙げられるのではないか。昨年の森林審議会では、森林情報の精度向上の観点から、地籍調査の結果や森林境界明確化のデータの反映状況について質問したところ、「前向きに検討する」との回答をいただいたが、この一年間でどのような進捗があったのかを確認したい。

2点目は、2条森林のような、地域森林計画に含まれていない森林の中にも、林業経営に適したものがある。過去の森林計画では、こうした森林を調査し、計画に取り込む作業を行っていたが、現在も同様の調査を実施しているのかについてお伺ひする。

(中原会長)

2点質問があった。まず1点目の、境界の明確化について。地籍調査が遅々と進んでいない状況にあって、前向きに善処するという前年の回答を踏まえて、今年度はどのような成果を上げたのか回答いただきたい。

(事務局) ※松下森林計画係長

これまで、地籍データは境界明確化データよりも精度が高いと判断し、優先的に地籍データを森林簿・森林計画図に反映してきた。現在、地籍データの反映については、市町村から提供されたデータの9割以上を反映済みである。今後も未提供の地籍データがあれば、引き続き提供をお願いし、反映を進めていく。

一方、森林境界明確化データについても、今後反映を進める方針である。今年度は地籍データの反映と併せて、モデル的に美濃市で、境界明確化データを反映する事業を発注したところである。来年度以降も、優先順位をつけながら、地籍データと境界明確化データの両方を反映していく取組を進めていく。

(中原会長)

県内のうち、地籍調査が最も進んでいるところとそうでないところの差はどれくらいあるのか。

(事務局) ※松下森林計画係長

調べて後ほど回答させていただきます。

(中原会長)

境界明確化や地籍調査が進んでいない市町村に対して、県が理由を把握するとともに、水平展開して進めていくことで、境界明確化の取組を加速できるのではないかというのが萩巢委員の質問意図である。

2点目の、2条森林に関する質問について。過去には、2条森林のような、地域森林計画に含まれていない森林の中で林業経営に適したものを調査し、計画に取り込む作業を行っていたが、現在も同様の取組をしているのか、また今後やるべきではないかという点について確認したい。

(事務局) ※松下森林計画係長

林政課において、流域ごとに5年に1回、空中写真を撮影し、地域森林計画の対象となる森林に含まれていない森林を抽出して、確認を行っている。抽出した森林のうち、5条森林に転入できそうな箇所については、市町村への聞き取り調査を実施し、所有者の

意向を確認しながら転入作業を進めている。

ただし、多くの場合、農地に植栽された森林であるため、農地法の規制により森林法の5条森林に指定できないケースがある。この場合、農地法上の地目変更を行ったうえで、5条森林への転入を進める必要があるため、調整については、市町村と連携しながら対応していく方針である。

(事務局) ※中村林業改革室長

森林経営課の取組としては、すでに地目が農地となっている現況森林のエリアを対象に、燃料材生産を主体とした「エネルギーの森づくり」を進める事業を実施している。こうした森林の取組を推進するため、集約化に関しても、同様の場所を対象とした事業を今年度措置した。現在、県森林組合連合会と連携しながら、取組を進めているところである。

(荻巣委員)

説明はよく分かったが、今までやっていたことと変わっていないように思われる。

過去には、林政部が2条森林の中で林業経営に適した森林を抽出し、5条森林に転入する取組を積極的に進めていた。しかし、最近の地域森林計画資料では、こうした転入による増加の記載が見られなくなっている。現在もそのような取組を行っているのか、また、行っていない場合は、その理由を教えてください。

(事務局) ※松下森林計画係長

現在はそこまで手が回っていないのが現状。そのような箇所については、マンパワーに限られている中でやるとは言い切れないが、要望があれば対応していきたい。

(中原会長)

林政部として、必要と考えているが実施できないのか、必要ないと考えているため実施しないのか、方針をお答えいただきたい。

(事務局) ※久松林政部長

山裾の森林や、かつて農地だった森林は、利用しやすい場所にあり、所有権や境界が明確な可能性が高い。こうした森林を「エネルギーの森」などとして活用することは非常に有効だと考えている。

また、前回の森林審議会において山内委員からご指摘があったように、クマと人間の領域をはっきりさせるため、山裾の森林を整備し、見通しを良くすることは生活保安上重要だと考えている。

こうした課題を踏まえ、2条森林の積極的な整備について、林政部として今後しっか

り検討していきたいと思っている。

(事務局) ※松下森林計画係長

先ほどお尋ねがあった、県内市町村の地籍調査の進捗に関して回答させていただく。最も林地の地籍調査が進んでいるのは、東白川村で58%となる。逆に、0%のところは、7市町あり、美濃市、各務原市、可児市、垂井町、養老町、大野町、川辺町である。

(五味委員)

3点質問させていただく。

1点目は、森林技術者の確保について。資料には、森林文化アカデミーで養成された技術者を受け入れる計画が記載されているが、単に受け入れ数を増やすだけでなく、どれだけ定着しているのかを把握することが重要ではないか。さらに、裾野の拡大として、女性や外国人材の活躍・定着を進めると記載してあるが、外国人材を受け入れる場合、技術的な支援をより高度化する必要があるのではないか。この点について、計画の中で具体的な対応を検討すべきだと思われる。

2点目は、保安林の指定解除に関して。水源涵養保安林指定の実行歩合が130%と高い理由は、国の水源林造成事業の推進によるものと考えられるが、これを除いて、県独自の取組はどの程度進んでいるのか、実態を確認したい。

3点目は、森林吸収量に関して。森林のCO₂吸収量について、高齢級化により吸収量が減少傾向にあり、年齢の平準化を進める必要があると考えるが、県としてどのような方向性や具体的な対策を考えているのかを伺いたい。

(中原会長)

1点目の森林技術者の確保について、回答をお願いしたい。

(事務局) ※中村林業改革室長

県内の森林技術者は約900名で、人口減少の中で新たに林業人材を確保するのは難しい状況である。これまで高校生や県内外の技術者、新規参入者を対象に取り組んできたが、来年度以降は中学生にも林業分野を知ってもらう活動を広げ、裾野拡大を図ってきたいと考えている。

女性や外国人材の受け入れに関しては、特に外国の方については、県内では令和6年度調査で6名の外国人が林業に従事していたが、今年夏に追跡調査を行ったところ、業界外への転職や配置転換等により、現場で働くのは1名のみとなっていた。外国人材の受け入れには、言語や習慣への対応、技術指導だけでなく、住居の確保や通勤手段の整備も重要である。また、特定技能制度などの活用も必要だが、現状では進みにくい状況である。

県内には7万人以上の外国人がいるが、林業を選んでもらうための取組を今後も進めていきたいと考えている。県として個別の施策は実施していないが、民間事業者ではインドネシアの林業系大学と連携し、受け入れを進める動きもあると聞いている。こうした取組を支援し、林業人材の裾野を広げていきたいと考えている。

(五味委員)

外国人材の活用は非常に難しい問題であることが分かった。

一方で、配置転換等の成功事例を集めて、各事業者へ共有することが重要だと思う。民間主体での取組は進んでいるが、県としても、情報を集約し、外国人材の雇用を検討する事業体に対して情報を提供する仕組みや、横展開できるプラットフォームを整備することが望ましいと考える。

また、外国人材の受け入れに関して、インドネシアとの連携事例があるとのことだが、他の事業体が同様の取組を進める際に、どのような方法があるのかを事業体同士で共有できる機会を設けることも有効である。

(中原会長)

五味委員から良いご提案をいただいた。「森のジョブステーションぎふ」はまさにそのようなことをやるためにあるのではないかと。

また、森林技術者の離職については、他業種と異なる特徴があり、産業全体では3年未満の離職率が最も高いが、林業に限って言えば、7年未満が最も高いという統計データがあると聞いている。そのことに関しての県の見解をお伺いする。

(事務局) ※中村林業改革室長

我々としては、7年未満の離職率が最も高いというデータは把握していないため、調査していきたいと思う。あわせて、来年度以降、3年目の定着率についてもしっかりと把握していきたいと考えている。

こうしたデータをもとに、代替わりが進む際に、実質的に人材が減少することがないように、フォロー体制を強化していきたいと考えている。

(中原会長)

2点目の保安林の指定解除に関して、回答をお願いします。

(事務局) ※大島森林保全課長

水源涵養保安林の指定解除の数字については、委員ご指摘のとおり、国の森林整備センターの実績によるものである。具体的には郡上市で1か所、28.8haなのである。それ以外はない。

(中原会長)

3点目のCO₂の吸収源に関して、回答をお願いします。

(事務局) ※石田森林経営課長

県では、資源の平準化を進めるため、再造林の推進に取り組んでいるところである。

県内の森林の齢級構成に関しては、1～5 齢級の森林面積が非常に少ない状況である。この部分を増やすため、平成 28 年から再造林の補助率を引き上げて取り組んできたが、10 年経過しても面積はなかなか増えていないのが現状である。増加しない理由として、所有者の再造林への意欲不足や、事業体が依然として間伐主体の生産に頼っていることが挙げられる。県としては、所有者に再造林への意欲を高めてもらうよう、引き続き呼びかけを行っていく。

(五味委員)

再造林がなかなか進まない中、何か良い対策はないのか。

(事務局) ※石田森林経営課長

国の方でも花粉症対策として、主伐・再造林を推進しているため、事業活用を積極的にPRしていきたいと考えている。

(中原会長)

主伐・再造林は、県や国が直接行うものではなく、民間が行うものであるため、木材価格が低い時期や、伐採する人がいなければ進まない。

そのため、県でコントロールしていくのは難しいと思われるが、災害防止や水資源の安定確保という観点から、統計データを基に具体的な対策を講じるべきである。一例として、再造林補助金の引き上げや、各農林事務所を通じた現場へのフィードバック、森林組合への指導強化など、実効性のある施策が必要であると考えます。

(山内委員)

何点か意見を述べさせていただきます。

1点目は、森林技術者の育成について。若い人が林業に就きたいと希望しても、親から「危険だからやめた方がいい」と言われるケースがあり、結果的に断念することがあると聞いた。林業は危険度が高い業務であるというイメージが未だ根強くあるため、安全対策を機械化などで進めるとともに、こうした取組を広くPRすることが重要ではないか。最近では保険制度も改善されており、こうした情報もあわせて発信することで、林業従事者の確保につなげられるのではないかと思います。特に中山間地域では林業従事者が

少ないことから、様々な問題が発生しているため、森林アカデミー等を活用し、森林技術者の育成に力を入れていただきたい。

2点目は、再生林や間伐について。奥山や林道が無い場所など、再生林が難しい場所については、天然更新を進めているところであるが、県の方で、主伐・再生林を進める場所の目安があるのであれば、お示しいただきたい。また、県が間伐率 30%を推奨しているのは承知しているが、下呂市では、人材不足の現状から、間伐率を 35~40%に引き上げることで、間伐の頻度を減らし、主伐など他の作業に労力を振り向けられるのではないかと考えている。この変更は許容されるのか、県の方針を伺いたい。また、計画通り間伐を発注しても不落になるケースがあり、人材不足や時期的な問題が背景にあると考えられる。国の森林環境譲与税を活用して事業者への発注を増やしているところであるが、森林組合や事業体が現在の仕事量に対応できているのかも確認したい。

3点目は、境界明確化について。郡上市や飛騨市では新しい方法を試験的に導入していると聞いているが、県からの情報共有が十分ではないと感じている。このような実験的な取組の有効性や、他市への展開可能性についても教えていただきたい。また、江崎知事が所有者不明森林の対応について、国に法改正を要望していると聞いているが、その進捗状況についても教えていただきたい。

(中原会長)

労災保険率について補足させていただく。従前までは、保険率が 60/1000 であったが、令和 6 年 4 月から 52/1000 に軽減された。林業の機械化やインフラ整備が進んだことにより、危険度が下がったことが主な理由ではあるが、それでも他の産業と比べても非常に高い。危険度が高い産業であることが、後継者が少ない理由の一つであると思われる。

また、地籍調査に関して、県下全体に水平展開し、まとめ上げていくのは県の役割であると考えます。モデル的な事業に関しては、より多くの場所で実施した方が、様々な実績が得られるのではないかと。それぞれに関してご回答いただきたい。

(事務局) ※中村林業改革室長

労働安全については、今年 10 月末時点で労災発生件数が昨年比で約 3 割増加しており、県としては、より本格的な対策が必要と考えている。令和 6 年度の調査では、事故は 40 から 50 代の中堅層で、経験 10 年以上のベテランでも多く発生していることが分かった。来年度以降、こうした層を対象とした研修機会を充実させる方針である。また、現場では、防護ズボンの着用は義務化されているものの、フェイスガードやイヤーマフを使用しない、足袋でチェーンソーを扱うなど、安全意識が不足している従事者もいると聞いている。努力義務である装備の着用を徹底するよう、引き続き働きかけていく。

境界明確化については、郡上市と飛騨市で効率的な方法を試験導入しており、全国では 19 府県 23 地域で同様の取組が進行中である。県内では来年度も郡上市と飛騨市で事

業を継続予定で、現在は地区説明を終え、実施に向けた合意形成を進めているところ。進捗状況は県の研究会を通じて市町村に共有し、情報伝達を徹底していく。

(事務局) ※石田森林経営課長

再造林については、森林経営計画が立っている木材生産林を重点的に支援している。今後も林業を行う予定の森林で主伐・再造林を進めていただきたい。一方、山奥の人工林については、間伐を繰り返し、防災上の機能を維持する森林へ誘導する方針である。

間伐率については、県では30%程度で伐採することを推奨している。伐採材積が35%を超えると主伐扱いとなるため、過度な伐採は避けていただきたいと考えている。

(事務局) ※久松林政部長

補足させていただく。県では、第3期森林づくり基本計画において、100年先を見据えた森づくりを進めるため、林班ごとに「木材生産を目的とする(木材生産林)」のか「環境保全を目的とする(環境保全林)」のかを区分けすることに重点を置いてきた。林道の整備状況や積雪深などに基づく様々な判断基準を市町村にお示しし、各市町村においては、地域の実情に応じて、木材生産林と環境保全林に区分けしていただいたところである。

そのため、林道が整備され、勾配が緩く林業経営に適した森林については、伐採と再造林を繰り返す循環型林業を、奥山など積雪が多く、林業経営に適さない森林については、徐々に間伐をしながら、針広混交林化や天然林化を進めていただきたい。

なお、間伐率30%を推奨しているのは、それ以上の間伐率で施業を行うと、一般的に雪害や風害に遭いやすいと考えられているためである。そのため、まずは1回目の間伐で約3割を目安に伐採し、林内が混みあってくる7～10年後に再度間伐を行い、最終的に成立本数を600～700本程度まで減らすことで、針広混交林や天然林となり、災害に強い森林が形成できると我々は考えている。

こうしたことを目安に、地域森林計画に基づいて、各市町村においても森林整備を積極的に進めていただければ幸いである。

(山内委員)

大変勉強になった。下呂市としても、林業経営に適した森林については、主伐をしながら材を出していき、林業経営に適さない奥山等については、市が主体となり、切り捨て間伐などを通じて針広混交林化を進めていきたいと考えている。

下呂市が間伐率35～40%を検討していることについては、県との調整が十分に行われているのか、確認させていただきたい。

(事務局) ※石田森林経営課長

現在の状況だけを考えて、高強度の間伐を進めてしまうと、災害発生元になってしまふ恐れがあるため、慎重に現場状況を見てご判断いただきたい。

(山内委員)

承知した。林政部と協議しながら進めるようにしたい。

飛騨市や高山市のモデル的な取組みについては、市側から提案に対して、県が実施価値を判断したことにより、現在試験的に取組が進められていると理解している。将来的に、その取組が有効であると確認できれば、我々の地域でも導入を検討したいと考えているため、可能な限り幅広く情報を共有していただき、「こういう実験をしている」ということを教えていただけると、我々も事前に研究や準備を進めることができる。

今後とも、こうした情報提供についてご協力をよろしくお願いしたい。

(美谷添委員)

林業技術者について、事業体としては、林業従事者の日頃の努力を正当に評価し、待遇改善を図っていただきたいと考えている。

新規採用への取組だけでなく、既存の従事者を離職させないための取組も重要である。特に、3年から5年で転職されるケースが多いように感じており、その損失は甚大である。離職の理由としては、やはり労災リスクが高いことが1つの要因と考えられる。事業体としても十分な安全対策を講じており、県においても労災を防ぐための講習会や勉強会を多数実施していただいているのは承知しているが、現場の声としては「内容が響かない」「同じことの繰り返し」という意見がある。講習会の回数は減らしてもよいので、現場で働く人にとって有益で、参加してよかったと思える内容にしていただきたい。特に、冬季など業務が落ち着く時期に、経験者を対象とした実践的な研修を企画していただきたい。

また、年間雇用の維持に、冬季の仕事不足が課題となっている。雪の多い地域では、1月から3月までの仕事不足のため、県内全域で仕事を探すとすると、市をまたぐ調整が必要となる。県の方で何か良いアイデアがあればお願いしたいと考えている。

(中原会長)

ご意見も尽きたようであるため、お諮りする。議事(1)につきまして、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申してよろしいか。

(委員)

異議なし。

(中原会長)

それでは、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申することと決定する。
ここで、答申文(案)を作成するため、10分間休憩とする。

～10分間休憩～

(中原会長)

審議会を再開する。それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

(事務局) ※松下森林計画係長

～答申文(案)朗読～

(中原会長)

ただいまの内容についてご異議はないか。

(委員)

異議なし。

(中原会長)

それでは、この内容で答申することとする。

続いて、議事(2)「第5期岐阜県森林づくり基本計画について」について、説明をお願いします。

(事務局) ※中谷林政課長

～議事(2)を説明～

(中原会長)

ただいま説明のあった「第5期岐阜県森林づくり基本計画」について、ご意見、ご質問はあるか。

(三井委員)

資料について、目標指標等がきれいに整理されており、私は森林の専門家ではないが大変理解しやすいと感じる。

(荻巣委員)

まずはお礼を申し上げる。資料7「新たな林政の基本計画の策定に係る考え方(たた

き台)」において、目指すべき方向性に「森林の多面的機能を生かした社会課題の解決を目指す」という文言を明確に入れていただいたこと、大変嬉しく思う。また、この段階で丁寧に次期計画を示していただいたことも、私の記憶の中では例がないほど素晴らしい取組だと感じている。他県と比較しても、ここまでしっかりと計画を具体化している例はないと思われる。

その上で、2点お願いがある。

1点目に、資料7には新たな取組が複数示されているが、確かな計画として進めるためにも、科学的根拠をしっかりと示していただきたいと思う。岐阜県は寒冷地から温暖地まで、東西に広がる多様な環境を有しており、適切な施策を進めるためには、幅広い知見が必要である。特に、針葉樹人工林を針広混交林へ転換する技術的な根拠については、十分な議論が必要だと考える。こうした科学的裏付けをもとに基本計画を策定すれば、全国でもトップレベルの計画になると確信している。

2点目は、岐阜県の林分収穫表について。現在の収穫表はかなり以前に作成されたもので、その当時は人工林のスギ・ヒノキの高齢級データが少なく、また気候条件も現在とは異なっていた。新しい基本計画を策定する際には、可能であれば最新のデータを反映した林分収穫表を作成していただきたい。これにより、森林クレジットや新規施策に関する数値も精度が高まり、より実効性のある計画になると考える。もちろん、作成には大きな労力が必要であることは理解しているので、無理にとは申しませんが、ぜひご検討いただければ。

(中原会長)

「無理に」ではなく、「無理してもやるべきである」と思う。

荻巣委員のご指摘のとおり、科学的根拠は施策を進める上で、非常に重要である。

時代の流れとして、森林や林業には、多様性や多面的な費用対効果を求められている。従来の、木を植えて50～60年後に伐採して家を建てるという概念を捨てなければならない。その象徴的な例が、江崎知事の提唱する「針広混交林化」であると私は考えている。本来あるべき生物多様性や在来種を考えたとき、山一面がスギで覆われている現状は自然とは言えないのではないか。例えば、東海北陸自動車道を北上し、郡上エリアを見渡すと、両側にスギがびっしりと植林されている光景が広がっている。一方で、下呂や国道41号沿いでは、広葉樹が混ざっており、より自然な景観になっていると感じる。

江崎知事の意図は、森林を自然に近い状態を取り戻すことではないか。針広混交林化は、皆伐して針葉樹林を広葉樹林に変えるのではなく、緩やかな変化を促すことで自然にストレスをかけない方法である。また、産業的な視点でも、林業従事者の仕事を継続的に確保し、安定的な雇用を維持しながら産業振興を図ることができる。この理念を林政部が理解し、政策に反映させることが重要ではないか。

(五味委員)

林分収穫表の改定は、非常に重要な課題であり、他県でも同様の問題意識を持っていると思われる。先ほど議論した CO₂の予測評価も含め、根幹に関わる部分であるため、どこかで本腰を入れて取り組む必要があると考えている。

また、モニタリングも重要になってくる。今回の計画では「森林の多面的機能」が含まれているが、広葉樹林化や保持林業といったキーワードを踏まえたモニタリングを、研究機関や地元大学、関係機関と連携しながら進める体制を整えることが不可欠ではないか。

今回の計画では、治山に関する取組に関しても、非常に力を入れてまとめられており、方向性としては大変良いと評価している。一方で、県の治山担当者の教育や技術養成については、明記されていないように思われる。行政に関わる若手・中堅職員の技術育成は、内部の課題ではあるが、しっかりと検討していただきたい。

また、川上・川中・川下のDX化について、資料9「第5期岐阜県森林づくり基本計画(たたき台)」では、『製品流通プラットフォーム』を構築する団体や木材事業者を支援します」と記載されているが、これは事業者任せでよいのだろうか。「支援する」という言葉は、外部委託的なニュアンスを感じるが、むしろ県の主幹事業として主体的に取り組むべきではないかと考える。団体や事業者の自主性に任せるのではなく、県が責任を持って推進することを計画に盛り込むべきではないか。

最後に、資料9に記載されている『(仮称)森林の価値創出研究会』の設置については、非常に良い取組だと思う。ぜひ進めていただきたい。企業だけでなく、産・学・金融関係者等も含めた幅広いメンバーで研究会を立ち上げ、次の計画や事業に反映させていただければと思う。

(中原会長)

五味委員のご指摘のとおり、治山関係で高度な知識や技術を求められる人材の育成は、非常に重要な課題である。森林保全課は部局内で唯一、許認可業務を担っている所属であり、国民の生命や財産を守る災害対策にも直結する業務を担当しているため、それに携わる人材育成にも力を入れていく必要があるのではないかと考える。そのためには、職員の勉強の機会を設けること、そして何を学ぶべきかを明確にすることが重要であり、専門家から指導を仰ぐことも必要だと考える。

次に、団体支援についてだが、「団体支援」という言葉は、単にやりたい人を支援するという意味にとどまってはいけない。県産材流通課の国産材の輸出事業を例に挙げると、主体的に取り組んでいたのは1~2社で、実績額も小さいものであった。こうした状況を踏まえると、単なる支援ではなく、県が軸となって事業を引っ張っていくことが必要ではないか。

(美谷添委員)

「林業・木材産業の振興」に関して、住宅の新築や改修における県産材の需要拡大についてお伺いする。計画では、「輸入材から県産材利用への転換の促進」とあるが、具体的にはどのような取組を行うのか。「横架材に県産材を利用した優良事例を紹介する」「住宅建設事業者や一般消費者に普及啓発する」といった記載はあるが、やや抽象的で、実効性に疑問を感じる。

わざわざ輸入材を使う必要があるのかという点については、時代の流れとしても変わってきていると感じている。私は、住宅は全て国産材を使って建てるぐらいの方向性で進めていただきたいと考えている。

(事務局) ※二木県産材流通課木造建築推進室長

輸入材から国産材への転換については、特に横架材において輸入材が多く使われている現状を踏まえて、対応を検討したものになる。優良事例の紹介という記載については、硬さやたわみへの懸念から、輸入材を使っている工務店が見られることから、そのような工務店に対して、適切に乾燥させた国産材の使用事例を紹介して、国産材の信頼性を高める取組を進めていきたいと考えている。

また、国産材を活用するための補助事業も継続して実施していくとともに、ライフサイクルアセスメントやCO₂削減効果など、国産材の環境面での優位性を評価し、何らかの特典を付与する仕組みを検討していきたいと考えている。

(中原会長)

国産材を使うかどうかは消費者が決めることであり、行政側では不適切な乾燥を行っている事業者を指導していくことに重点をおいて取り組んでいただきたい。

桂川委員にお伺いする。新築着工戸数が減少する中、木造建築は今後どのように推移するか、設計業界で理解されているのかお伺いしたい。

(桂川委員)

現在、建築業界全体を見ると、林政部を含め、公共の中大規模建築に木造を活用する流れが強まっている。一方で、住宅分野では価格面の折り合いが難しく、ハウスメーカーに流れる傾向が続いているのが現状である。

また、ベテランの大工職人の中には、乾燥したスギの横架材に対しては、「釘が効かない」という独自の考えを持ち、敬遠する人もいる。こうした職人に対しては、数値データよりも自身の感覚を重要視する傾向があるため、県産材の使用を呼び掛けたところで、問題の解決に繋がらず、実際、ベイマツなど輸入材の方が好まれるケースもある。

(中原会長)

消費者側としては、どのような工法で、どのような材を使うのかなど、建築の選択肢は非常に多様化している。県においては、その全てに対応するのか、それとも特定の方向に特化するのかという判断が必要である。全てに対応しようとするれば、予算が分散し、効果が希薄化する恐れがあり、「やったけれど効果がなかった」という結果になりかねない。

林業を一次産業として捉えるならば、マーケットの方向性を見極め、県としてどこに特化するのかを明確にすることが重要である。その方針に沿って、山側の施策や労務管理、労災対策、治山、保安林なども連動させる必要があるのではないか。

(山内委員)

2点意見を述べさせていただきます。

まず1点目に、資料8「第5期計画の目標指標（たたき台）」について、観光景観林整備面積が廃止項目に含められているが、この「観光景観林」とは具体的に何を指すのか、ご説明いただきたい。観光業で生計を立てている地域にとっては、エコツーリズムや自然景観は非常に重要である。例えば、下呂温泉周辺では、景観の美しさが観光資源として大きな役割を果たしている。江崎知事も以前から指摘されているように、観光列車で高山本線を走る際、「中山七里を通過中です」と案内されても、木が生い茂って車窓から景観が見えない。こうした現状を踏まえ、下呂市内の県道や国道沿いで、景観を確保するための伐採や整備を進めているところではあるが、県全体として観光景観林をどのように位置づけているのか、また「廃止」の意味について教えていただきたい。

次に2点目に、「企業等と連携した森林づくり」について、「(仮称)森林の価値創出研究会」を設置することは、現在市町村でも力を入れて取り組んでいる内容でもあるため、非常に良いと思われる。現在、大手企業がCSR活動の一環として、森林の整備に取り組んでいることから、川上から川下までの連携が必要であり、我々市町村としても積極的に関わりたいと考えている。機会があれば、ぜひ協力させていただきたい。

(中原会長)

観光景観林というのは、憩いの森のことだけを指しているのではなく、植林したところも観光資源であるということ弾力的に考えていただきたい。

(荻巣委員)

今の山内委員のご指摘を踏まえての確認ですが、目標指標が「廃止」と記載されているものについても、政策そのものを廃止するという意味では無いという認識でよろしいか。

(事務局) ※中谷林政課長

委員ご指摘のとおりである。第5期計画において目標指標として管理しないということであって、県の施策としては、引き続き取り組んでいく想定である。

(中原会長)

資料の表現を適切に修正していただきたい。あわせて、山内委員は自然豊かな下呂市の市長であり、その視点から観光景観を大切にしたいという思いを示されたことは、重く受け止めていただきたい。

(桂川委員)

1点だけ報告させていただきたい。前回の審議会においてお尋ねした、原皮師(もとかわし)の件について、審議会の後に個別で回答をいただき感謝申し上げます。また、東光寺からも、「今まであまり知られていなかったことを林政部の方々に知ってもらえただけでもありがたい」というお返事をいただいておりますので、その点を報告する。

(中原会長)

ご意見も尽きたようであるため、次の項目に移らせていただく。

続いて報告事項に移る。報告事項(1)「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況の報告」について、説明をお願いします。

(事務局) ※大島森林保全課長

～報告事項(1)について説明～

(中原会長)

ただいま説明のあった「報告事項」について、ご意見、ご質問はないか。

(委員)

意見なし。

(中原会長)

ご意見もないようであるため、「報告事項」を終了する。以上で、本日予定していた議事および報告事項は全て終了した。せっかくの機会であるため、そのほか、なにかご意見はないか。

(委員)

意見なし。

(中原会長)

ご意見もないようであるため、本日の議事を閉じさせていただく。
それでは、会議の進行を事務局へお返しする。

(事務局)

中原会長におかれては、議事進行をお務めいただき、感謝申し上げます。委員の皆様には、長時間にわたり、また、貴重なご意見・ご提言を賜り、感謝申し上げます。本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、本日指名いただいた議事録署名者の委員の方に署名をいただく。その後改めて議事録の確定版を皆様に送付させていただきます、県のホームページで公表する。

これをもって、本日の審議会を終了する。

15時35分閉会